コミュニティバス回数乗車券の発行に係る取扱い等について

1 基本的な考え方

- (1) コミュニティバス回数乗車券(以下「回数券」という。)の販売収入は、運賃収入となることから、事業者を回数券の販売主体とする。
 - → 事業者は、回数券を作製し、販売する。
- (2) 回数券の販売収入は、事業者が収受し、事業費から差し引くものとする。

2 回数券の取扱い

(1) 販売開始日

令和2年4月1日(水)

- ※ 令和元年度第2回瀬戸市地域公共交通会議にて承認済み
- (2) 種類及び料金

1冊(100円券11枚綴り)につき1,000円(税込)とする。

- ※ 令和元年度第2回瀬戸市地域公共交通会議にて承認済み
- (3) 販売の場所及び時間

ア コミュニティバス車内

各路線の運行時間内

イ 事業者本社

9時から17時まで

ただし、日祝日、経理担当者不在時を除く。

ウ 瀬戸市都市計画課窓口

8時30分から17時15分まで

ただし、土日祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- エ その他 (コミュニティバス利用者が多い停留所等:今後展開予定)
- (4) 有効期限

有効期限は、定めないものとする。

【理由】

ア 有効期限を定めないことは、コミバス利用者にとって有益となるため。

- イ 仮に有効期限を定める場合、特にコミバス車内で販売を行うときは、代金 の収受を行うほか、回数券に販売日を明記することになり、定時運行の支障 となる可能性があるため。
- (5) 払戻し

払戻しは、応じないこととする。

【理由】

- ア 有効期限の定めがないことを考慮したもの。
- イ 回数券の使用者は、購入者に限定されないため。
- ウ 回数券は、利用を促進するための方策であるため。

- ※ 販売場所には、払戻しを行わない旨を掲示するほか、販売時にその旨を伝える こととします。
- (6) 有効路線

市内すべてのコミバス路線にて有効とする。



